

吹田市公告第369号

市庁舎清掃業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年6月5日

吹田市長 後藤 圭二

記

1 業務名称

市庁舎清掃業務

2 履行場所

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市庁舎（職員会館を除く。）

3 履行期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、翌会計年度以降の予算が減額・削除された場合には当該契約を変更・解除することができるものとする。

4 業務概要

2の履行場所の清掃業務

5 落札方法

制限付一般競争入札（総合評価落札方式）

ただし、本業務は低入札価格調査対象業務であるため、落札候補者の入札額が調査基準価格を下回った場合に低入札価格調査を実施する。

6 予定価格

事前公表（入札説明書に記載）。

7 入札に参加する者に必要な資格

以下に掲げる要件をすべて満たすものであること。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であり、清掃を参加希望種目としていること。
- (3) 公告の日から入札書の提出日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から入札書の提出日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。)第12条の2第1項第1号に掲げる事業について同項の登録をしていること。
 - イ ビル管法第12条の2第1項第8号に掲げる事業について同項の登録をしていること。
- (6) 障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）第4条の規定による障害者雇用状況報告書をいう。以下同じ。）のB雇用の状況⑩（二）法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数が50人以上であること。
- (7) 令和4年度以降（令和4年4月1日から公告日前日まで）に国（独立行政法人及び国立大学法人等（国立大学法人法第2条第2項に規定する国立大学法人及び同第3項に規定する大学共同利用機関をいう。）を含む。）又は地方公共団体との建物清掃業務委託契約1件の契約金額（履行期間が1年以上の契約である場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。）が1千万円（吹田市内に本店を有する者にあっては、5百万円とする。）以上の建物清掃業務を元請として履行した実績を有すること。
- (8) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

8 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認審査手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(5)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認申込書（様式A）
 - イ 同種業務契約履行実績調書（様式B）
 - ウ イの実績を証する契約書の写し
 - エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令

第2号)第32条の登録証明書の写し

オ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定による報告に係る障害者雇用状況報告書(最新のもの)の写し

(2) 期限までに申込書類を提出しない者又は入札参加資格がないと本市が認めた者は、本入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、参加資格の有無に関わらず、令和7年6月19日(木)付けで、申込者に電子メールで通知する。

なお、入札参加資格を有すると認めた者については、市庁舎清掃業務に係る制限付一般競争入札(総合評価落札方式)提出書類一覧を併せて通知するとともに、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)参加資格確認申込書(様式A)、同種業務契約履行実績調書(様式B)の配付

ア 配付期間及び方法

令和7年6月5日(木)から令和7年6月17日(火)までの間に、吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧>市庁舎清掃業務に係る一般競争入札)からダウンロードすること。

イ 問合わせ先

「18 問合わせ先」のとおり

(5) 申込書類の提出

ア 提出期間

令和7年6月5日(木)から令和7年6月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

「18 問合わせ先」のとおり

(6) その他

ア 申込書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書類は、返却しない。

ウ 申込書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年6月19日(木)から令和7年6月25日(水)までとし、電子メールで受付ける。

(2) 回答掲載期間

令和7年6月27日（金）午前10時から令和7年7月10日（木）午後5時までとし、吹田市のホームページ（トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧>市庁舎清掃業務に係る一般競争入札）に掲載する。

（3）問合わせ先

「18 問合わせ先」のとおり

10 入札書等の提出及び開札

（1）入札関係書類（入札書及び入札価格内訳書を除く）受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

（2）入札関係書類（入札書及び入札価格内訳書を除く）提出場所

「18 問合わせ先」のとおり

（3）入札書及び入札価格内訳書提出及び開札日時

令和7年7月14日（月）午後3時

（4）入札書及び入札価格内訳書提出及び開札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所高層棟7階 会議室2

（5）入札書及び入札価格内訳書提出及び開札の立会い

開札時には、入札関係書類受付時に交付する市庁舎清掃業務総合評価関係書類提出受付票を持参の上、立ち会うこと。

11 入札方法等

（1）入札は、施行令第167条の10の2に規定する制限付一般競争入札（総合評価落札方式）により行うので、入札者は、制限付一般競争入札（総合評価落札方式）説明書に基づき入札書等を提出すること。

（2）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 内訳書の提出

（1）入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。

（2）内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務

が生じるものではない。

1 3 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において7に掲げる資格のない者のした入札及び落札者の決定時までに7に掲げる資格を失った者のした入札は無効とする。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除とする。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を納付しなければならない。

1 5 契約保証金

落札者は、次の各号に掲げる請負代金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

1 6 契約の締結

契約書を作成する。

1 7 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(2)の落札者決定基準による総合評価落札方式を採用する。

(2) 落札者決定基準

ア 評価に当たっては、300点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を価格評価、技術評価及び社会貢献度評価に区分し、その配点をそれぞれ160点、40点及び100点とする。

ウ 技術評価については、履行体制、業務実績、研修体制及び品質保証への取組に区分して評価し、その配点をそれぞれ11点、6点、17点及び6点とする。

エ 社会貢献度評価については、障がい者雇用及び雇用環境に関する取組、就職困難者に対する取組、環境への取組、地域活動・災害援助活動への取組、男女共同参画への取組、人権啓発への取組、地域経済への波及効果及び災害時等の業務体制に区分して評価し、その配点をそれぞれ28点、15点、14点、5点、22点、4点、8点及び4点とする。

(3) 落札者の決定

落札候補者が、本市が入札説明書7(2)で指定する期日(以下「指定日」という。)までに提出することとした書類(以下「指定書類」という。)を審査した結果、適当と認められるときは、当該落札候補者を落札者とする。

(4) 落札候補者の取消し

落札候補者が、指定日までに指定書類を提出しないときは、落札候補者の決定を取り消し、(2)の落札者決定基準により次点と評価された入札者を落札候補者とする。

(5) 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

ウ 正当な理由がなく、吹田市制限付一般競争入札(総合評価落札方式)心得書第13条第1項に定める期間内に契約を締結しないとき

(6) (5)により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

18 問合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部総務室(高層棟8階)

電話 (06) 6384-1230

FAX (06) 6337-1631

メール so_somu@city.suita.osaka.jp